

南会津郡南会津町における 「評価額通知書(登記用)」 の取扱い変更に関するお知らせ

従来、不動産(土地・建物)の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、南会津町長が交付した「評価額通知書(登記用)」を登記申請者が登記申請の添付書類として福島地方法務局田島出張所へ提出していただいていたのですが、電子化に伴い以下のとおり手続等が一部変更となりました。

✚南会津町内の不動産(土地・建物)について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、南会津町長が交付してありました「評価額通知書(登記用)」は令和3年6月30日をもって廃止されました。

✚「評価額通知書(登記用)」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書(納税通知書送付時に添付)」が使用できます。上記固定資産税課税明細書がない場合は、南会津町長が発行する「評価証明」又は「名寄帳の写し」の添付が必要となります。

※「評価証明」,「名寄帳の写し」の請求方法等につきましては、南会津町役場税務課収税係(Tel0241-62-6110)までお問い合わせください。

※これら書類の原本の添付は不要ですが、写しの添付にご協力ください。

✚登記申請をされる際は、「固定資産税課税明細書」,「評価額証明書」や「名寄帳の写し」により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

✚未評価の土地につきましては、福島地方法務局田島出張所において、近傍土地の評価等の情報を提供します。福島地方法務局田島出張所で不動産価格情報照会書をお渡ししますので、お申し出ください。

法務局でお渡しする未評価土地の不動産価格情報照会書は、所有者等が登記申請に使用する場合のみ交付しています。交付の際は、本人確認書類及び登記原因を証する情報の提示をお願いしています。詳しくは、福島地方法務局田島出張所にお尋ねください。

※未評価の土地のついでこれらの証明書は、申請書に添付する必要があります。

令和3年7月

福島地方法務局田島出張所

Tel0241-62-0249